

花園学童クラブ保護者会会則

(名 称)

第1条 本会は「花園学童クラブ保護者会」とし、事務所を花園学童保育所内に置きます。

(目 的)

第2条 本会は、児童福祉法第2条及び第24条に基づき、学童のおおらかな成長を願うと共に、会員相互の親睦を深め、教養を高めることを目的とします。

(構 成)

第3条 本会は、次の会員等によって構成されます。

- (1) 会員 当保育所に在籍する児童の父母又は父母に代わる保護者
- (2) 賛助会員 当保育所の指導員及び本会主旨に賛同される方

(財 政)

第4条 本会の財政は前条の(1)会員の納める会費、寄付金、その他の収入によって賄います。

会費は児童1名につき年額2,000円とし、会費の納入は4月・10月の2回各々1000円とします。

但し、途中入会者の会費は、入会后速やかに納入するものとし、1家族複数の入所児童の場合は2人目以降半額とします。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置きます。

会 長	1名
副会長	2名
会 計	1名
監 事(書記)	1名

(任 期)

第6条 本会役員の任期は、1年とします。

(運 営)

第7条 本会は、前条の役員によって構成される運営委員会によって運営にあたります。

(監 査)

第8条 本会に会計監査1名を置きます。

(顧 問)

第9条 本会に顧問を置くことができます。

(総 会)

第10条 本会は、年1回以上の総会を開き、その間の活動報告、役員を選出等を行います。又、必要に応じて臨時総会を開くことができます。

(細 則)

第11条 本会に必要な細則は、運営委員会で決め、総会で報告します。

(改 廃)

第12条 本会の会則の改廃は、総会で3分の2以上の賛成がなければできません。

(附 則)

本会の会則は、平成 年 月 日より実施します。

花園学童クラブ保護者会慶弔規定

第1条 本規定は、花園学童クラブ保護者会会員および役員(以下会員という)に適用するものとする。

第2条 慶弔に関する事務は花園学童クラブ内とする。

第3条 慶弔に関する基金は保護者会予算とする。

第4条 慶弔は次にあげる時とする。

(1) 花園学童クラブ職員退職時の餞別 一律「3,000円」

(2) 花園学童クラブ職員結婚及び出産
お祝い金「3,000円」

(3) 死亡の場合

①会員並びに児童 香料「3,000円」

②花園学童クラブ職員並びに配偶者 香料「3,000円」

* 会長又は他役員が持参し意を表す

(4) 以上の項に該当しないときは、役員会の協議による

(5) 慶弔の額については、時勢に応じ役員会で協議し変更する

第5条 この規定は平成13年6月2日より施行する